

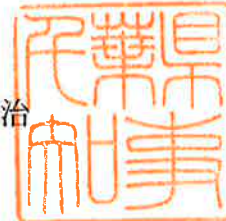
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県八千代市上高野1728番地5
氏 名 株式会社東亜オイル興業所
代表取締役 安池 慎一郎

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成31年4月10日

許可の有効年月日 令和8年1月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

油水分離及び焼却による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 油水分離による中間処理に係るもの

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

イ 焼却による中間処理に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

(イ) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、

(ロ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）、

(ハ) 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限り、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の処理及び保管に当たっては、敷地境界における臭気濃度が25未満となるよう、処理施設及び保管施設の維持管理を徹底することにより、悪臭の発散を防止すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成6年1月27日 新規許可

平成31年4月10日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (昭和55年3月18日届出)	30.0m ³ /日	2	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3
汚泥及び廃油等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号,第8号,第13号の2) (昭和55年3月18日届出)	38.5 t/日	1	
廃プラスチック類等の焼却施設 (施行令第7条第3号,第5号, 第8号,第13号の2) (昭和55年3月18日届出)	5.0 t/日	1	
保管施設	廃油の受入槽	2.5m ³	2
	廃油等の貯留槽	180m ³	2
		10m ³	1
	廃油の保管施設	55m ³	1
	廃酸の保管施設	12m ³	1
	廃アルカリの保管施設	12m ³	1
	廃酸の貯留槽	30m ³	1
	廃アルカリの貯留槽	30m ³	1
	廃プラスチック類等の 保管施設	45m ³	1
	燃え殻の保管場所	8.0m ³	1
ばいじんの保管場所 (コンテナ内フレコン保管)	24m ³	1	

(以下余白)